

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十九号

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 運営に関する基準（第二百七十二条―第二百七十八条）」を「第十

四節 運営に関する基準（第二百七十二条―第二百七十八条）

」に改める。

四章 雑則（第二百七十九条）

第三条に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十二条の二 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用

者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十三条に次の二項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定訪問介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 当該指定訪問介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

4 指定訪問介護事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

**第四十条の二** 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十三条の三中「指定訪問介護又は」を「指定訪問介護及び」に、「指定障害福祉サービス又は」を「指定障害福祉サービス並びに」に改める。

第四十八条中「前節」を「第四節」に改める。

第五十八条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十八条の次に次の一条を加える。

（勤務体制の確保等）

**第五十八条の二** 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されるこ

とを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

5 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

第六十条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第六十四条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改め、「第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」を加え、「第四節」を「前節」に改める。

第七十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十六条第五号中「構成される会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第八十八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十六条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第九十六条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとこ

るによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第九十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十八条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十九条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九十九条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百一条に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第一百十二条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第百十二条に次の一項を加える。

3 指定通所介護事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第百十二条の二を第百十二条の三とし、第百十二条の次に次の一条を加える。

（地域との連携等）

**第百十二条の二** 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。  
い。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第百十四条中「第二十八条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「第三十九条まで」を、「第三十八条、第四十条の二」に、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十四条」を「同項、第二十八条、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号」に改める。

第百十六条中「第二十七条、第二十八条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「から第三十九条まで」を、「第三十八条、第四十条の二」に、「第三十四条に」を「第三十四条第一項に」に、「及び第三十四条」を、「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号」に、「並びに第百九条第三項及び第四項」

を「、第九条第三項から第五項まで並びに第一百十二条第二項第一号及び第三号」に改める。

第三十六条中「第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「第三十九条」を「第四十条の二」に改め、「第八十条」と、「」の下に「同項、第二十八条、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第四十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十五条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用するものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第四十五条に次の一項を加える。

3 指定通所リハビリテーション事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第四十七条中「第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「及び第四項」を「から第五項までの規定」に改める。

第四十九条第一項第一号から第五号までの規定中「一人」を「一」に改め、同条第五項中「並びに」を「のうち一人以上及び」に、「それぞれのうち一人」を「うち一人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第五十二条第五項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を「併設本体施設」に改める。

第六十五条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七十条中「第二十七条」の下に「第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に、「及び第四項」を「から第五項まで並びに第十二条第二項第一号及び第三号」に改める。

第七十三条第七項第一号ア(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号ア(3)を次のように改める。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

第八十条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十一条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第八十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を



背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第八十三条の三中、「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「(第三十九条第二項を除く。)」を加え、「第一百一十一条」を削り、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第三十四条第一項中」に改め、「同じ。)」と、「」の下に「同項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」を「共生型短期入所生活介護従業者」に、「及び第四項」を「から第五項まで並びに第一百十二条第二項第一号及び第三号」に改める。

第八十五条第一項第一号から第四号までの規定中「一人」を「一」に改める。

第九十条中「、第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「第三十八条(第五項及び第六項を除く。)、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「(第三十八条第五項及び第六項並びに第三十九条第二項を除く。)」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に、「及び第四項」を「から第五項まで並びに第一百十二条第二項第一号及び第三号」に改める。

第二百三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

#### 七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百六条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「(第三十九条第二項を除く。)」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に、「及び第四項」を「から第五項までの規定」に、「第一百五十三条第一項」を「第一百四十五条第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第一百五十三条第一項」に改める。

第二百五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

#### 七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百六条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。第二百十六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十八条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第二百三十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十五条第四項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十五条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十九条中「第二十七条」の下に「第三十二条の二」を、「第三十七条」の下に「第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に、「読み替える」を「、」第一百十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第二百四十七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百五十条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十四条第一項中」に改め、「の従業者」と」の下に「、第一百二十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第二百五十九条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百六十二条に次の二項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の発生及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

7 指定福祉用具貸与事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第二百六十三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十五条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、「第二百五十九条」と、「」の下に「同項、第三十条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「以下」を「地域を

いう。以下」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十七条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「、第三十八条（第五項及び第六項を除く。）」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「第二百五十九条」と、「」の下に「同項、第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「以下」を「地域をいう。以下」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百七十八条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「第二百五十九条」と、「」の下に「同項、第三十二条の二第二項、第三十三条第三項第一号及び第三号並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「以下」を「地域をいう。以下」に、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。  
本則に次の一章を加える。

#### 第十四章 雑則

**第二百七十九条** 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるもの（第十二条第一項（第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第一百四条、第一百十六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百七十条（第八十三條において準用する場合を含む。）、第八十三條の三、第九十条、第二百六条（第二百八条において準用する場合を含む。）、第二百三十九条、第二百五十条、第二百六十五条、第二百六十七条及び前条において準用する場合を含む。）、第二百二十六条第一項（第二百五十条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附則第十九条から第二十一条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「新条例」という。)第三条第三項、第三十三条第三項(新条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条及び第二百七十八条において準用する場合を含む。)、第四十条の二(新条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第一百零四条、第一百零六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百零七条、第九十九条、第一百零四条、第一百零六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百零七条、第九十条、第九十九条及び第二百七十八条において準用する場合を含む。)、第四十条の二(新条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第一百零四条、第一百零六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百零七条、第九十条、第九十九条及び第二百七十八条において準用する場合を含む。)、第二百八十三条の三、第二百九十条、第二百六十六条(新条例第二百八十八条において準用する場合を含む。)、第二百三十九条、第二百五十条、第二百六十五条、第二百六十七条及び第二百七十八条において準用する場合を含む。)、第五十八条の二第三項(新条例第六十四条において準用する場合を含む。)、第九十九条第三項(新条例第一百六十六条、第一百三十六条、第一百七十条、新条例第八十三条において準用する場合を含む。)、第八十三条の三、第一百九十条、第二百六十六条(新条例第二百八十八条において準用する場合を含む。)、第一百三十九条、第二百三十九条及び第二百五十条において準用する場合を含む。)、第四百五十二条第二項(新条例第一百六十六条、第一百三十六条、第一百七十条、第二百三十九条及び第二百五十条において準用する場合を含む。)、第四百四十五条第二項(新条例第二百六十六条(新条例第二百八十八条において準用する場合を含む。))

む。)において準用する場合を含む。)、第八十一条第四項、第二百十六条第四項、第二百三十五条第四項(新条例第二百五十条において準用する場合を含む。)、及び第二百六十二条第六項(新条例第二百六十七条において準用する場合を含む。)、の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第三十条(新条例第四十条の三及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第五十八条(新条例第六十四条において準用する場合を含む。)、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百八条(新条例第一百十六条及び第三百三十六条において準用する場合を含む。)、第四十四条、第六十五条(新条例第八十三条の三及び第九十条において準用する場合を含む。)、第八十条、第二百三条、第二百十五条、第二百三十四条、第二百四十七条及び第二百五十九条(新条例第二百六十七条及び第二百七十八条において準用する場合を含む。)、の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に關する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に關する事項を除く。)」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第三十二条の二(新条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九条、第一百十四条、第一百十六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百七十条(新条例第八十三条において準用する場合を含む。)、第八八十三条の三、第九十条、第二百六条(新条例第二百八条において準用する場合を含む。)、第二百三十九条、第二百五十条、第二百六十五条、第二百六十七条及び第二百七十八条において準用する場合を含む。)、の規定の適用については、新条例第三十二条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 当分の間、新条例第七十三条第七項第一号ア(2)の規定により利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新条例第四百二十九条第一項第三号及び第八十一条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護

師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 6 この条例の施行の際現に存するユニット型指定短期入所生活介護事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この条例による改正前の奈良県指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第七十三条第七項第一号ア(3)に掲げる基準に適合するものについては、なお従前の例による。